

愛媛大学新型コロナウイルス感染症に対するBCP

(参考) ステージ イメージ	ステージ	判断基準*1		授業やサークル活動 の実施方針	研究活動の実施方針	教職員の 業務遂行方針*3	会議実施方針	学習・保育活動の 実施方針	学内施設を利用した イベント等実施方針	
		自治体等の対応	感染状況							
			学内							学外
警戒レベル5 (Dレッド)	警戒レベル5 (Dレッド)	医療施設以外の大学施設で 使用停止要請があった場合、 又は大学に対する休業要請が あった場合	愛媛大学の学生や教職員に 多数の感染者が出現し、学内 で複数のクラスターが発生し ている場合	全ての学生の登校を禁止する。 遠隔授業のみ実施する。 学生団体・サークル等の課外活 動(遠征、合宿等を含む)を禁止 する。	研究継続及び危険回避に関する 研究活動のみを実施する。	危機対策本部長が特に必要と認 めた下記の者に限り出勤可とする。 ①資産維持・管理のために必要 な教職員 ②その他危機対策本部長が特に 必要と認めた教職員	遠隔会議又はメール会議のみ 実施する。	愛媛県教育委員会、松山市教 育委員会の方針を参考に、大 学のBCPIに準じ、休業とする。	全て禁止する。	
警戒レベル4 (レッド)	警戒レベル4 (レッド)	緊急事態宣言の特定警戒都 道府県に指定されて外出自 粛要請があり、多くの業種 に休業要請がある場合	愛媛大学の学生や教職員に 複数の感染者が出現し、学 内で感染の連鎖が疑われる 場合	原則として、全ての学生の登 校を禁止する。遠隔授業のみ 実施する。学生団体・サー クル等の課外活動(遠征、合 宿等を含む)を禁止する。	安全環境下に研究を実施する。 教職員の学内施設(実験室・ ゼミ室・共同利用施設等)の 使用を禁止する。全ての学 生の登校を禁止し、学生は 自宅にて研究を実施する。	危機対策本部長が特に必要と 認めた下記の者に限り出勤 可とする。 ①資産維持・管理のために必 要な教職員 ②その他危機対策本部長が 特に必要と認めた教職員	遠隔会議又はメール会議のみ 実施する。	愛媛県教育委員会、松山市 教育委員会の方針を参考に、 大学のBCPIに準じ、原則と して休業とする。	全て禁止する。	
警戒レベル3 (オレンジ)	警戒レベル3 (オレンジ)	緊急事態宣言地域に指定 されている場合	愛媛大学の学生や教職員に 感染者が出現し、学内で感 染拡大の恐れがある場合	原則として、全ての学生の登 校を禁止する。遠隔授業のみ 実施する。ただし、危機対 策本部長(学長)が認める特 別的な授業を除く。学生団 体・サークル等の課外活動 (遠征、合宿等を含む)を禁 止する。	安全環境下に研究を実施する。 教職員は、緊急性のある必 要不可欠な場合のみ、学内 施設が利用できる。学生は、 自宅にて研究を実施する。	①教員、研究員等：教育・研 究の継続に必要な最小限の 人員のみ出勤可とする。 ②①以外の者：業務の優先度 を精査して実施するととも に、交代制勤務・テレワーク ・時差出勤等を積極的に活 用する。	遠隔会議又はメール会議のみ 実施する。ただし、危機対 策本部長(学長)が認める 特別的な会議を除く。	①附属学校の児童等、教職員 (教育実習生等を含む、以下 同じ)に感染者が出現した 場合、保健所の指示に従いつ つ、当該校の学級、学年、学 校園全体等の範囲を判断し、 休業とする。部活動等課外活 動は原則として停止する。 ②附属学校園以外の愛媛大 学内に感染者が出現し、感 染拡大の可能性が高い場合、 感染防止の手立てを検討し たうえで、休業の必要性を 判断する。 ③愛媛県内で感染源が特定 できない感染者が多発した 場合、原則として愛媛県 教育委員会、松山市教育委 員会の方針に準ずる。 ④児童等、教職員の家族等 同居者に感染者が出現した 場合、当該児童等、教職員 の登校園を一定期間停止 する。	原則禁止する。	
警戒レベル2 (イエロー)	警戒レベル2 (イエロー)	何らかの行動制限がある 場合	愛媛大学の学生や教職員に 感染者が出現したが、学内 で感染拡大の恐れがない 場合	愛媛県内での1日当り新規 感染者数*2が1人程度まで で増加傾向が見られない 場合	安全環境下に研究を実施する。 教職員は必要な研究を 実施する。学生は出来る限 り自宅にて研究を実施す る。ただし、感染防御に十 分配慮しつつ学内施設を 利用することが出来る。	感染防御に配慮しつつ、業 務を精査して実施する。所 属長の判断により、交代 制勤務・テレワーク・時差 出勤可とする。	遠隔会議又はメール会議を 積極的に実施する。ただし、 感染防御に配慮しつつ対 面会議を実施することが可 する。	原則として愛媛県教育委員 会、松山市教育委員会の方 針に準ずる。	危機対策本部長が認めた場 合は実施することができる。	
警戒レベル1 (ライト イエロー)	警戒レベル1 (ライト イエロー)	なし	なし	愛媛県内での1日当り新規 感染者数*2が1人を大きく 下回る状況が3週間以上 続いている場合	感染防御に配慮しつつ、研 究活動を実施する。	感染防御に配慮しつつ、業 務を実施する。特別な事 情がある場合には、所属 長の判断により、交代制 勤務・テレワーク・時差出 勤可とする。	感染防御に配慮しつつ、対 面会議を実施するが、遠 隔会議又はメール会議を 積極的に活用する。	原則として愛媛県教育委員 会、松山市教育委員会の方 針に準ずる。	部局長が認めた場合は実 施することができる。	
警戒準備 (クリア)	警戒準備 (クリア)	なし	なし	国内の感染がほぼ収束し ている場合		新しい価値観、生活様式に 即して活動する。				

※ 危機対策本部長が許可した場合はこの限りでない。
*1 ステージが各判断基準で異なる場合は、原則上位のステージ判断とする。
*2 1日当り新規感染者数は過去1週間の平均新規患者数。
*3 医療関係者及び附属学校の教職員については適用範囲外。